

## 平成 29 年度一般財団法人静岡県交通安全協会事業計画

平成 28 年中の全国の交通事故死者数は、3,904 人（前年比－213 人、－5.2%）で、昭和 24 年以来 67 年ぶりに 4,000 人を下回った。また、人身事故の発生件数及び負傷者数は 12 年連続して減少した。

一方、静岡県の交通事故は、

- 発生件数 31,518 件（前年比 －973 件 －3.0%）
- 死者数 137 人（前年比 －16 人 －10.5%）
- 負傷者数 41,221 人（前年比 －1,312 人 －3.1%）

であり、前年と比較して発生件数、負傷者数及び死者数はいずれも減少した。

しかしながら、交通事故死者の約 6 割（85 人）を 65 歳以上の高齢者が占めており、高齢者の事故防止が喫緊の課題となっている。

また、依然として飲酒運転等の悪質違反に起因する死亡事故が発生するなど、予断を許さない情勢にある。

第 10 次静岡県交通安全計画で示された

「平成 32 年までに年間死者数 100 人以下、人身事故発生件数 30,000 件以下」を達成するため、民間の交通安全活動の中核的な組織である当協会としては、県や県警察をはじめ関係機関・団体との連携の下、各地区支部と一体となって、以下の事業計画により、効果的な交通安全活動事業を積極的に推進する。

### 第 1 交通安全活動推進事業

静岡県内における交通事故の発生実態を踏まえ、「おもいやり ありがとう」を理念とする平成 29 年度の重点施策を以下のとおり設定し、交通安全活動を推進する。

#### 1 重点施策

##### (1) 高齢者と子供の事故防止対策

###### ア 高齢者の交通事故防止対策

- (ア) 高齢者を始めとする道路横断中の事故防止を図るため、交通安全の原点に立ち返り、交通ルール・マナーを守り、人の命を護る「交通安全 守って・護ってキャンペーン」の継続的展開
- (イ) 参加・体験型交通安全教育の推進

- (ウ) 高齢者宅訪問指導の推進
- (エ) 交通安全教育機器による運転適性指導の推進
- (オ) 高齢者運転標識の表示の促進
- (カ) 高齢者の身体機能に応じた安全行動と段階的運転自粛の促進
- イ 子供の交通事故防止対策
  - (ア) 学校、行政機関等と連携した各種交通安全教育活動の推進
  - (イ) 市町交通指導員と連携した街頭指導（保護・誘導）活動の推進
  - (ウ) 学校、行政機関等と連携した子供の通学路安全点検の促進
- (2) 歩行者の事故防止対策
  - 夕暮れ時から夜間における事故防止対策として、運転者には「早めのライトオン」、歩行者には「自発光式反射材等の着用促進」を図るため「ピカッと作戦」の推進
    - [ライト点灯目安時刻]
    - 春（3～5月）午後5時
    - 夏（6～8月）午後6時
    - 秋・冬（9～2月）午後4時
- (3) 自転車の事故防止対策
  - ア 街頭指導活動の推進
  - イ 自転車交通安全教室、交通安全子供・高齢者自転車大会等の積極的な推進
  - ウ 交通資器材を活用した参加・体験型交通安全教育の推進
  - エ 早めのライトオンと自発光式反射材等着用の促進
  - オ 子供の自転車乗車時の乗車用ヘルメット着用の促進
  - カ T Sマークの普及促進
  - キ 自転車指導カードの活用
  - ク 道路左側通行の徹底など「自転車安全利用五則」等を活用した交通ルールの周知徹底
- (4) 飲酒運転の根絶対策
  - ア 飲酒運転を許さない地域づくりの推進
  - イ 車のキー預かり運動の推進
  - ウ 県民運動として定着させる運動の推進
- (5) シートベルト・チャイルドシートの着用対策
  - ア 全ての座席のシートベルト着用の徹底
  - イ チャイルドシートの正しい着用の徹底
- (6) 追突事故の防止対策
  - ア 警察、行政機関等と連携した広報啓発活動の推進

イ 交通安全教室及び講習、イベント、街頭における安全確認の徹底、早めのライトオン、早めの合図の履行等広報啓発活動の推進

ウ 交差点などで停止時にサイドブレーキの活用、ギアはニュートラルに、前車をよく見て発進の実践を啓発

## 2 交通安全広報啓発等事業

### (1) 交通安全広報啓発活動の推進

交通安全協会のプレゼンスを高めるための主体的、かつ独自色のある地域に根ざした交通安全広報啓発活動を推進し、県民の交通安全意識の向上に努める。

#### ア 交通安全運動の推進

地域住民と行政、交通関係機関・団体と連携協働し、「第 10 次静岡県交通安全計画」の達成に向けて、静岡県交通安全対策協議会で決定された「平成 29 年度交通安全運動基本方針」に基づき、計画的・効果的な交通安全活動を展開する。

##### (ア) 年間の運動

「あなたが主役の交通安全県民運動」（第 10 次静岡県交通安全計画）

スローガン「安全を つなげて広げて 事故ゼロへ」（平成 29 年度交通安全運動基本方針）

##### (イ) 各季の運動

- ・春の全国交通安全運動 4月6日（木）～ 4月15日（土）
- ・夏の交通安全県民運動 7月11日（火）～ 7月20日（木）
- ・秋の全国交通安全運動 9月21日（木）～ 9月30日（土）
- ・年末の交通安全県民運動 12月15日（金）～ 12月31日（日）

##### (ウ) 日を定めて実施する運動

- ・交通事故ゼロの日 毎月 10 日・20 日・30 日
- ・交通事故死ゼロを目指す日 4 月 10 日（月）・9 月 30 日（土）

##### (エ) 特別活動

- ・交通死亡事故多発警報発令時における交通安全活動
- ・その他交通事故多発に伴う交通安全活動
- ・11 月下旬静岡県交通安全指導員による県下一斉街頭指導広報

#### イ 機関誌等による交通安全広報の推進

##### (ア) 機関誌（紙）等の発行

交通安全協会の活動実態を広く会員や県民に周知し、交通安全協会に対する理解と協力を得て交通事故防止を図るため、機関誌「交通しずおか」の発行、ホームページ、Eメール等を活用し、広報啓発活動を推進する。

##### (イ) 支部報の発行

交通安全協会各地区支部の交通安全活動の実態を広く地域住民に周知し、地区支部の活動等に対する理解と協力を得るため、支部報・女性部報を発行する。

(ウ) マスメディアを活用した広報

各季の交通安全運動期間中等において、新聞、テレビ等を活用しての広報を展開し運動の周知徹底と事故防止を図る。

(エ) 年間スローガン等の普及と募集

(一財) 全日本交通安全協会、毎日新聞社主催による交通安全スローガンの募集と入賞作品の普及により事故防止を図る。

ウ 交通安全ライブラリーの活用促進

交通安全協会所有の交通安全教育ビデオ等(168本)を活用した交通安全教育を推進し、交通事故防止を図る。

(2) 交通安全大会の開催

ア 第48回「二輪車安全運転静岡県大会」の開催

6月10日(土)、中部運転免許センターにおいて開催し、二輪車の安全運転技術と交通マナーを向上させ、二輪車に関係する事故防止を図る。

なお、各クラス優勝者が8月5日(土)、6日(日)三重県鈴鹿市で開催予定の全国大会へ出場する。

イ 第50回「交通安全子供自転車静岡県大会」の開催

6月17日(土)、静岡市北部体育館において開催し、自転車の正しい乗り方を通じて、児童に交通ルールや交通マナーを身に付けさせることにより、自転車の事故防止を図る。

なお、優勝チームが8月9日(水)東京都内東京ビッグサイトで開催予定の全国大会へ出場する。

ウ 第4回「交通安全高齢者自転車静岡県大会」の開催

11月22日(水)、静岡市中央体育館において開催し、自転車の正しい乗り方を通じて、高齢者に交通ルールや交通マナーを身に付けさせることにより、自転車の事故防止を図る。

(3) 交通安全功労者(優良運転者)等の表彰の実施

ア 警察本部長・会長連名表彰、会長表彰の実施

交通安全活動に貢献した個人、団体、永年無事故・無違反で他の模範となる優良運転者等に対する表彰を行う。

イ 全国・管区表彰候補者の上申

交通栄誉章「緑十字金・銀・銅章」、「関東管区警察局局长・関東交通安全協会連合会会長連名表彰」候補者(優良団体等)について、選考・上申を行う。

- ウ 報道機関への積極的な素材提供  
表彰式や表彰受賞者(団体)に関する情報を、報道機関へ積極的に素材提供し、表彰受賞の栄誉を広く県民等へ周知し、交通安全意識の向上を図る。
- エ 適切な表彰管理  
交通安全功労者、優良運転者及び優良団体等表彰に当たっては、表彰管理システムを有効に活用し、公平性の確保と事務の合理化・効率化を図り、適切な表彰に努める。
- (4) 交通事故相談への適切な対応
  - ア 交通事故相談所の開設等  
交通事故相談所(無料)を毎月(平日)の10日、20日の2回開設するほか、ホームページ、Eメールによる交通事故相談業務を充実強化する。
  - イ 相談担当機関との連携強化  
県・市・町交通事故相談所、損害保険料率算出機構静岡自賠責損害調査所との連携強化を図る。
- (5) 運転適性指導等
  - ア 適性検査の普及促進  
警察庁方式運転適性検査「K-2」による運転適性指導の効果等について、理解を得るため、あらゆる広報媒体を活用して、企業等への周知を図る。
  - イ 個別指導の実施  
受検者の要望により「いつでも、どこでも」講師を派遣するなど、利便性に配慮した個別指導を積極的に推進する。
- (6) 交通安全に関する施設等の整備
  - ア 視覚障害者用交通信号機付加装置の設置  
県警察と連携し、必要かつ効果的な場所へ当該装置を設置し、視覚障害者の交通安全対策を推進する。
  - イ 交通安全教育用資機材の整備  
幼児・児童・高齢者・自転車利用者に対する安全教育を充実強化するため、資機材の整備を図る。
- (7) 交通安全に関するサービス活動
  - ア 会員特典の拡充  
交通安全協力店の会員割引等優待、交通安全シューズの割引、運転免許証のうっかり失効防止通知などの会員特典の充実・強化に努める。
  - イ ホームページやEメールによる交通安全情報の提供  
道路交通法の改正に関する情報の提供、運転免許や交通事故に関する質問・相談の受理など、会員へのサービス活動を積極的に推進する。

- (8) 交通関係機関団体の活動等への協賛、協力・支援
  - ア 県交通安全対策協議会事業への協賛  
県民の交通安全意識と交通安全思想の高揚を図るため、「交通安全功労者等表彰式」を推進する。
  - イ 交通安全諸行事への協力・支援  
関係機関・団体等が主催する交通安全行事への協力・支援を行う。
- (9) 地区支部との連携
  - ア 各地区支部が行う交通安全活動等を積極的に支援する。
  - イ 静岡県交通安全活動推進センター事業への協力を要請するとともに、その推進を図る。
- 3 交通安全指導員活動事業
  - (1) 関係機関・団体との緊密な連携  
交通安全指導員（定数 174 人）を県協会事務局及び各地区支部に配置し、県警察をはじめ県、市町などの交通関係機関・団体と緊密に連携し、地域に密着したきめ細かな交通安全活動を推進する。
  - (2) 交通安全活動の推進
    - ア 街頭指導活動  
幼児、児童、高齢者等の安全歩行のための誘導、自転車の指導、広報活動を実施する。
    - イ 交通安全教育活動  
幼児、児童、高齢者等に対して、交通事故の発生実態に即した参加・体験・実践型の交通安全教室(講習会)、高齢者宅訪問指導を実施する。  
実施に当たっては、交通安全教育機器を有効に活用する。

## 第2 交通安全業務受託事業

県、県公安委員会及び県警察の委託又は指定を受けて、その本旨に伴い、善良なる管理者の注意をもって、次の事業を行う。

- 1 更新時講習業務事業
- 2 違反者講習業務事業
- 3 停止処分者講習業務事業
- 4 原動機付自転車運転講習業務事業
- 5 道路使用許可調査確認業務事業
- 6 自動車保管場所受付業務事業
- 7 自動車保管場所現地調査業務事業
- 8 静岡県パーキング・チケット発給設備管理運用業務事業

- 9 運転免許窓口等事務事業
- 10 地区支部事務処理事業

### 第3 収益事業

- 1 証紙売捌き事業
- 2 物資斡旋等事業
- 3 施設貸与事業
- 4 四輪運転練習（コース開放）管理事業

### 第4 各種会議開催等

#### 1 理事会・評議員会

##### (1) 理事会

第11回理事会（決算総会）を5月29日（月）、第12回理事会（予算総会）を平成30年3月下旬に開催する。

##### (2) 評議員会

第6回定時評議員会を6月19日（月）に開催する。

#### 2 県下地区支部支部長等会議

県下地区支部事務局長等会議を4月28日（金）、県下地区支部支部長・事務局長等会議を11月下旬～12月上旬に開催し、当面の諸問題等について協議する。

#### 3 県交通安全対策協議会等会議

各季の交通安全運動の実施重点等を検討するための推進連絡会議、次年度の交通安全運動基本方針の検討等を行うための県交通安全対策協議会委員会・幹事会等に関係者が出席する。

#### 4 （一財）全日本交通安全協会・関東交通安全協会連合会会議

（一財）全日本交通安全協会が主催する会議、関東交通安全協会連合会総会・表彰式等へ関係者が出席する。